

Title	貢租に関する農民訴訟の一資料：寛保元年下野国大山村の場合
Sub Title	A material concerning peasants' litigations on the Kōso during the Tokugawa era
Author	新保, 博
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.6 (1952. 6) ,p.418(56)- 426(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19520601-0056
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

貢租に關する農民訴訟の一資料

—寛保元年下野國大山村の場合—

新 保 博

こゝに紹介しようとするのは、寛保元年(一七四一年)下野國河内郡大山村の農民が檢見に關して領主の組頭に訴えた事件である。大山村は元祿五年まで天領で、石高四三石七斗一升四合三勺此反別六五町八反七畝二歩の村であつた。同六年に大山村は二分され、そのうち高二四四石八斗一升八合三勺此反別三七町一反七畝二歩が旗本小出彌三郎の知行所となつた。その後石高は幾分増大したらしく、寛保元年には田畑面積は増大していないが、石高は二五石五斗三升八合八勺となつてゐる。貢租は従來は定免であつて、年々貢米二二三俵を上納するのが普通であつた。

寛保元年風損を理由に農民は領主に對して檢見を願出て、檢見が行はれた。然るにその結果は却つて例年より高免となつ

た。これがこの訴訟事件の原因となつたのである。事件の發端は次に掲げる領主よりの一文書によつて明らかである。

「下野國河内郡大山村惣百姓申渡覺」

御自分知行所下野國河内郡大山村收納米懸來年々檢見も不被差越、名主江戸表へ罷出候御、相對を以致收米候處ニ、去四年風損有之由ニ達而百姓共相願候ニ付、檢見被差越坪刈被申付候得考、例年々ハ餘米モ有之候、夫ニ付舊冬百姓共御自分門前ニ相請、引米拜ニ去年之割付高免ニ付難儀致候旨相願候得共、坪刈被申付候節、惣百姓名主與頭共ニ非分無之段通判請證文ニ差出、其上ニ而可相願義ニ無之ニ付、御自分方ニ而取上無之旨旨酉、十二月(以下缺)

農民側の願が入れられて檢見が行はれたが、此年の割付は上田一反ニ付四斗九升取、中田四斗五升取、下田四斗取、下々田三斗一升取であつた。従來は前述の如く定免で上田四斗三升取、中田三斗四升取、下田三斗取、下々田二斗六升取であるので、此年は却つて定免の二二三俵より三三俵餘の高免となつた。旗本は暮初より財政困難の徴を示し、中期以降その困窮の度を加え、それが農民に對する誅求を齎らした事は、多く見られるところである。旗本領たる大山村も、こゝ數年來農民の負擔が種々の面で増大し(後掲資料参照)、然も毎年農民が檢見を願出るにも拘はらず、檢見の行はれた事がなく農民は困窮していた。元文四年にも檢見を願出たが許されず、定免通り割付

けられたので、農民は名主へ領主への歎願方を依頼した。名主は御請證文を差出した以上名主より願出る譯にはゆかぬから、農民銘々で領主へ願出るべきだとして、農民の願を斷つてゐる。翌五年にも檢見を願出たが、領主は雜用金として四、五兩或は米五俵を要求したため、次第に檢見は延引し、農民側は是非なく年貢延納を願出るといふ状態であつた。寛保元年に至り漸く農民の願が容れられて檢見が行はれたが、その結果前記の如く減免どころか却つて高免となつたため、遂に農民は名主の制止にも拘はらず領主に對して門訴するに至つた。この間の事情は次の二つの資料が明らかにしている。一は大山村名主武左衛門伴藤吉が領主の用人に提出した文書であり、他は同人が領主の組頭に差出した文書の内容のメモである。

「指上申一札之事」

一當御引方之儀ニ付、百姓共御罷出可申と申候間、如何様の義にて候哉相尋候得共、無法之願ニ而御取上も御座有間敷と達而取留候へ共、又候此度私父子ニ相慮差圖をも不聞入、此度訴訟ニ罷出候、私父子百姓共と曾て一身ニ無御座候、依之石之御届ケニ此度私儀罷出候、仍而者一札如件
寛保元年 辛酉十二月廿一日 野州大山村

藤 吉

三井藤左衛門様
收羽萬右衛門様

貢租に關する農民訴訟の一資料

「酉ノ極月十九日御地頭小出敷負様御屋舖御門前ニ百姓相詰候、依之御屋敷之内ニ入候様數度被仰候へ共、一圖不入申廿三日まで相詰候へハ、御了簡無之旨名主方へ被仰渡、御組頭出候其勝手可仕由被仰付候、然共同廿七日迄門前相詰候
百姓數拾壹人
(以下百姓名略)

右之譯りを同十二月廿五日ニ御組頭様並出候」

この門訴は正規の手續をふんだものでなく、明らかに強訴であるが、農民が敢えてこの強訴を行つたのは、此年の高免が農民にとつて死活の問題であると共に、従來の鬱積した不満がこの機會に一舉に表面化したものと考えられる。十二月十九日より二十七日まで農民十一名が領主屋敷の門前に集り減免を數願したが、領主はこれを取上げず、領主の組頭へ訴出るのは勝手であると申渡した。かくてこの事件は新しい局面へ進むこととなつた。

二

減免願を拒否された農民は、七郎兵衛、五左衛門の兩名を代表として、領主の組頭諏訪七左衛門へ訴狀を差出した。この訴狀の内容は、本年秋季檢見の節に領主側が百姓を立會はせず檢見人數ばかりで坪刈を行ひ合毛請證文に印形を捺さしめたのは不當であるから、年貢米は例年通りにされたいといふにあつた。

五七 (四一九)

訴狀は早速取上げられ、二十九日には農民代表が諏訪の屋敷へ召喚されて詳細な尋問を受け、翌二年正月朔日に農民側はこれに對する返答書を呈出している。それによれば、農民側は檢見の節百姓が一人も立會はなかつたと述べているが、地頭役人側は百姓全員立會つたが、たゞ坪刈收納は以前百姓へ命じたが不正を行つたので、本年は手前人數ばかりが收納したと答えている。これは如何なる譯かと質された。これに對して農民側は檢見の節に隨行はしたが、領主側は稻のよく出来た場所でも坪刈を行つたに過ぎぬ、と反駁している。また、領主の合毛決定に農民側が不得心ならば、何故請證文に捺印したのか、という尋問に對して農民側は、「御請證文之義百姓不得心ニ御座候故、村役人ニ相頼達御訴訟仕候へば、不届と被思召與頭平藏殊之外御しかりを蒙難儀至極仕、依之合給之名主を以種々御わび仕、其上大山村淨光寺御印を以數度御訴訟申上候へ共、御開濟無之御座候、若又請證文違背ニおひては、名主與頭惣百姓不殘御屋敷並罷出候様ニ被仰付候、左も御座候ては、平省の刈取麥作之蔭仕付遅れ來年難儀罷成候故、無是悲證文差上候事」と述べて、その已むを得なかつた所以を説明している。この返答書に於て、農民側は更に續けて次の如く述べている。

一前々御割付之通りニ被仰付、其上三拾俵不足の所へ來ル秋中まで御取延被下候様ニ奉願上候、

一去年も御檢見相願候へ、御檢見不被成却而拾三俵過米被仰付候、則名主方へ御請證文被仰付候、依之百姓迷惑仕候へ、御願被下候様名主方へ相願候へ、我ハ御請證文差上候間不能成百姓銘々罷出願候様ニ被申候、左候へハ百姓迷惑ニ存、無是悲未進ニ相願、去申ノ暮中きびしく御取立被成候故、彌五右衛門と申百姓分而未困窮ニ御座候故、御上納致兼御屋敷様御意被成、則御奉公ニ罷出^{不効}とまで相勤罷有候、彌五右衛門持高懸石橋人馬役惣百姓の世^{不効}ニ罷成、其上一反四畝廿一步ノ上田うへ仕付致候由迷惑至極奉存候、

一去申年も御檢見相願候へ、御ぞう用金被仰付、則四五兩も差上候様ニ被仰付、左も無御座候て五俵過納仕候とも勝手次第ニ被仰付、段々と御檢見延引罷成候而無是悲延石ニ相願當春金納仕候、

一當年ノ過米之儀へ前方之過米相違仕候而、百姓永々難儀ニ罷成候間、御慈悲を以御了簡被成下候様ニ御吟味可被成下候正月十四日に至り領主用人の許へ名主、與頭が召喚され、地頭方と農民方の何れにつくかと質された。名主武左衛門が病中のため藤吉が出席していたが、藤吉と與頭平藏はこれに對して百姓側へつくと答えている。門訴の場合には百姓側につかなかつた名主、與頭もこれ以後百姓代表七郎兵衛、五右衛門と共に、この訴訟事件に當ることとなつた。

同月二十四日には農民側は次の如き追訴を行つた。

「追訴」

- 一屋敷貳反九步前々永荒之所を五年以前午ノ年ノ御年貢御上納被仰付候事
- 一畑壹町七反餘前々永荒之所四年以前ニ未年ノ御年貢被仰付候事
- 一御廻米舟賃前々掛り次第ニ被下置候所ニ、五年以前午年ノ御年貢へらし被仰候事
- 一用水せき料御米三俵壹斗四升つゝ被下置候所ニ、五年以前午年より壹斗四升御取上被成候事
- 一御藏屋敷貳畝拾五步の所、前々御年貢御用捨被成下候所ニ、去申ノ御年貢被仰付候事
- 一彌五右衛門と申百姓一人去未年御米壹斗四升未進仕候へハ、上納不致候へハ、御奉公ニ差出候様ニ被仰付候、則身上相詰不申御奉公相勤候事
- 一用水堀ふかさ壹丈五尺長さ拾間餘大河へ欠落百姓の普請致かたく候故、御檢見之節相願候へハ、御見分の上、御地頭田地草取堀まし可申と百姓普請ニ被仰付候、御地頭之地たやすく堀まわす義難義迷惑ニ存候事
- 一名所^{不効}木畑と申上田五反步餘一つ水場所ニ而持在共難儀至極仕、御年貢御引下被下候様ニ數度相願候へ共、曾而御取上無之候、甚以迷惑奉存候事右之通少々相違不申上候、御慈悲御了簡を以御すくひ奉願候 以上

貢租に關する農民訴訟の一資料

五九 (四二二)

戊ノ正月廿四日

大山村

七郎兵衛

五右衛門

諏訪七左衛門様

御役所

この訴狀によれば領主は數年前より農民の負擔を増加せしめていたらしく、かゝる領主の誅求に對する農民の不滿が、今度の訴訟となつて現はれたものと見ることが出来る。農民側は諏訪七左衛門によつて訴訟がとり上げられたのを機會に、それらの問題も一舉に解決せんとして、數年來増大した負擔の軽減を嘆願している。

その後この訴訟事件は諏訪七左衛門から保々藤介及び大野全之助の兩名に回附されたらしく、二十五日には本庄三目保々藤介屋敷において、同人及び大野の兩名より名主、與頭、百姓代表に對して、さきと同じ趣旨の尋問が行はれ、農民側も前と同内容の返答書を提出している。

「差上申一札之事」

一檢見之節百姓共御ともハ仕候へ共、田場にて能稻所ニ坪刈御入被遊候故、百姓共達而御訴訟仕候へ共、御承引不被遊、御心住ニ被遊、合毛何ほと有者と御意斗六七間遠ニ而承申候、百姓之義ハ坪刈收納も立合不申、縱此上御尋御座候共少々相

違申上聞敷候。

一舊多七左衛門様御屋敷ニて百姓共申上候義ハ、過米貳拾八俵半と申上候へとも相違仕、三拾壹俵餘に御座候。

一御檢見相願候節御雜用金として貳兩壹分指上申候。

一此度百姓共願ニ付、名主與頭義も百姓かたが又御地頭方かと、藤左衛門様、萬右衛門様、十兵衛様、伴右衛門様右之譯御尋被成、何れへ成共かた付候様に被仰付候様ニ被仰付候、御地頭様かたに罷出候得ハ、百姓共私共も田地所持仕候罷在候得ハ思も相立不申、依て一同と申書出し申候以上」

領主の利害も或面において代辯する村役人層も、一度は農民の門訴を制止しながら、事態がこゝに及んでは、名主與頭と雖も田地を所持し貢租を負担する立場にある以上、この場合結局は農民の側にたたざるを得なかつたのであらう。

二月三日には保々、大野の兩名は農民側を召喚して仲裁を提議し、年貢米拾九俵餘の減免を條件に訴訟の取下げを求めた。訴訟を遷延させて和解に達せしめるのが、徳川時代の裁判の特徴とされているが、この場合もまた同様であつた。然し農民側は次の如くこの提案を拒否した。

「差上申一札之事

一私共願之義ニ付大野奎之助様御屋敷へ御召ニ罷出候節、御尋候上被仰付候儀、軋負殿思召ハ不知候へ共、我々了簡を以、御米少々も可爲致候間、百姓共あやまりて願を引候哉又

ハ先之通達而相願候哉、御尋御座候、

右願之通り御了簡無御座候而ハ、百姓永々相立不申候間、御請仕がたく奉存候 以上

大山村

名主 藤 吉

與頭 平 藏

百姓代 七郎兵衛

同 五右衛門

戊二月三日

四つ屋なかとの町

大野奎之助様

保々 藤介様

この後農民側は諏訪七左衛門より歸村が許され、名主以下は一旦歸村することとなつたが、裁判はその後停頓し、四月に至る迄農民側は召喚されることはなかつた。

三

四月朔日に名主伴藤吉、百姓代表七郎兵衛の兩名が出府した。農民側で請免證文を提出したという事實があるため、訴訟は農民側に不利になつて行つたようであつて、二日には百姓代表七郎兵衛が次の如き書付を諏訪の用人宛に差出し、村方の困窮を理由に年貢の軽減を嘆願している。こゝでは領主の不當を訴ふるより、むしろ村の困窮状態を訴ふるに至つてゐる。

「覺

去酉年大山村田作風損ニ付相願檢見請坪刈之節、非分之儀無之旨、名主與頭惣百姓合毛請證文差出候、然共去秋取毛高免ニ御座候ニ付、其節檢見之者へ訴訟仕候得共、達而申候付其上證文致難遊候ハ、百姓共不殘江戸屋敷迄罷出候様ニ申候付、左候得ハ作物取集候時節故捨置候而ハ今年之扶食ニも難義仕候付、無是非證文差出候段申上候、然共先達而も御尋被遊候通り、不得心之證文可仕義不被思召如何様も、其節相願可申事も、證文仕候上ハ願出義ハ有之間敷義ニ被思召候旨御吟味之上此段ハ申ひらき無御座候、乍然し困窮之村方百姓之義御座候間、何分にも御慈悲之義奉願上候 以上

大山村

百姓代 七郎兵衛

戊ノ四月二日

幸原兵八郎様

その後も召喚はなかつたが、二十七日に至り藤吉と七郎兵衛の兩名は諏訪の許に召喚され、その結果次の如き書を提出した。

「覺

一小出軋負知行所下野國河内郡大山村名主與頭惣百姓、去秋取毛之儀舊冬御願申上候ニ付、御吟味被仰付、先達御尋之節段々以書付ヲ申上候通り御座候、今日御召被出、御直々御尋被遊候、右申上候通り少々相違無御座候、此外申上候儀

貢租に關する農民訴訟の一資料

無御座候、依之一札差上申候 以上

大山村

名主代 藤 吉

百姓代 七郎兵衛

四月二十七日

幸原兵八郎様

丸山定右衛門様

井上平馬様

「覺

去秋大山村取毛之義ニ付、名主與頭惣百姓奉願候趣、此度拙者共兩人御當地並罷出、御吟味之儀御答申上候、此末御吟味之節并ニ御願義落着被仰付候共、私共被仰付可被下候、名主武左衛門與頭平藏并ニ惣百姓共ニ私共御請申上候得ハ、御違背申上候儀無御座候、依之一札差上申候、以上

名主代 藤 吉

惣百姓 七郎兵衛

四月二十七日

諏訪七左衛門様

御役人衆中

五月三日に至り諏訪七左衛門は農民側に對し事件落着を申渡し、領主より召喚あり次第出頭すべしと命じた。翌四日朝、領主小出軋負は名主、與頭及び百姓代表三名計五名の出頭を命じて來たが、農民側は農事繁忙の時節故名主、與頭の外百姓代表一名が残りの三名の印形を持參して出頭した旨願出て許さ

れ、十日に三名が出頭することになった。五日に藤吉、七郎兵衛の兩名は一旦歸村、九日に藤吉父子、七郎兵衛の三名が再び出府し、豫定より遅れて十二日に領主の許へ出頭した。そして領主より直接事件落着の申渡があり、農民側もそれに服することになった。その結果領主は米二十俵を農民側に下附し、農民側は年貢不納分を六月中旬迄に上納するよう命ぜられた。かくて農民側は十三日に諏訪七左衛門の許へ次の如き濟口證文即ち和解状を提出し、こゝに事件は一應落着した。

差上申濟口證文之事

小出親負知行所下野國河内郡大山村去四年風損御座候ニ付、檢見相願坪刈被申付候得ハ、例年々餘米御座候、夫ニ付舊冬惣百姓地頭所門前相詰、引米并去年之割付高免ニ付難儀仕候通リ相願候へ共、取上無御座候ニ付、當御座敷様御願申上候へハ、段々御吟味被遊被下候、去秋檢見之刻百姓共爲立會不申檢見人數斗ニ坪被致候而、合毛請證文押印形被取上候段申上候ニ付、地頭役人中御吟味被遊候所ニ、坪刈之節百姓共嚴密ニ爲立會合毛被改候段御答御座候、如何様ニ被申付候共、不得心ニ候ハ、請證文不仕其節可願所ニ、其儀無御座印形仕候而證文差出候上ハ、百姓共申分難相立、去年之割付も其間々可相用御意ニ奉存候、然共向後は去年之割付を相用儀ニハ、無御座候、當年方田作出来不出来に無構も、年々檢見被遊其年之有毛を以取毛被申付候様ニ、地頭被仰渡候由奉畏候、右之通り惣

百姓願之趣申分難相立候得ハ、去秋檢見之通り不殘上納被仰付候而も、違背仕間敷儀ニ御座候へ共、困窮之百姓難儀仕候段御願申上候ニ付、御用拾以拾ヶ年平均を以貳拾俵餘去秋納米之内ニ而地頭々惣百姓へ被下置候段、地頭所ニ而被申渡承知仕難有奉存候、此外殘米之儀ハ當六月中旬迄に急度相納可申旨被付奉畏候、以上上納遲滞ニおよび候ハ、如何様ニも可被仰付候も、其節一言之儀申上間敷候、

一 去秋檢見入用多ク相損候而御願申上候へハ、畢竟相對之上差出候儀ニ御座候間、申分難相立御座候、然共向後之儀ハ檢見人數多ク無之、入用金前々之致來候通り、掛物多ク無之様ニ、地頭被仰渡難有奉存候、

一 此外追之書付を以御願申上候儀ハ、地頭へ相願可申儀御座候所差越候御願ニ付、今度御吟味被遊不被下候段奉承知候、右之通願之趣地頭方ニ而落着被申付御請申上候上ハ、此儀ニ付以來御願ケ間敷儀申上間敷候、爲後日差上申濟口證文仍如件

大山村名主

寛保二壬五月

武左衛門

藤吉

惣百姓代

七郎兵衛

諏訪七左衛門様

御役人衆中

大山村去秋取毛之儀ニ付、惣百姓舊冬御願申上、御吟味之上右之通り落着被申付、御請申上候ニ紛無御座候、私共御請申上候上ハ、組頭平藏初不殘惣百姓共違背申上候儀無御座候、依先達而相願私共落着御請合濟口證文差上申候、爲後日仍如件

さきに保々、大野兩名の提示した仲裁案を拒否した農民側も、結局は右の如き濟口證文を差出して和解せねばならなかつた。然もその條件はさきの仲裁案と略々同じものにしてすぎなかつた。農民側の訴えた事項は全て理由なきものとして斥けられ、農民側は領主の割付通り認めねばならなかつた。これに對して領主側は農民の困窮状態を認めて、米二十俵餘を農民に下附することになった。また寛保元年の取毛を以後の基準とすることなく、今後は定免制を廢して檢見取にすることになったが、直ちに農民の負擔軽減を意味するものとはならなかつた。かくてこの訴訟事件は、農民側が所期の目的を殆んど達し得ぬまま、解決された。農民側は多額の訴訟費用を負担した擧句、得たものは僅かに米二十俵餘にすぎなかつた上、名主父子の處罰という犠牲まで拂はねばならなかつた。即ち領主は名主武左衛門、與頭平藏の兩名に對して、役儀を辨えず農民側に加擔した態により、次の如く申渡した。

大山村名主
武左衛門
去秋大山村田作取毛之儀ニ付、舊冬惣百姓共御自分門前相詰

相願候節ハ、百姓共と一致に相願不申段申上候、當春に至又候百姓共と一同ニ相願候段書付差出候、村役をも相勤不似合不埒成致方ニ候、依之押込可被申付候、

戊五月

大山村與頭

平藏

去秋大山村田作取毛之儀ニ付、舊冬惣百姓共御自分門前相詰相願、又候當春に至願出候付、段々被遊吟味此度落着申渡候、當春に至惣百姓一同ニ相願候、坪刈之節差出候上被是以相願候義、役儀をも相勤候不似合事ニ候、向後は急度可被申付渡候

戊五月

かくて與頭は譴責されたにすぎなかつたが、名主武左衛門は國元通塞五十日、悴藤吉は宿預けを申渡された。それに伴ひ名主父子は次の如き書付を諏訪七左衛門の許へ差出している。

「大山村去秋取毛之儀、舊冬惣百姓御願申上候節、私父子儀百姓共と一致ニハ相願不申段、地頭ニ書付差出、當春に至百姓共と一同ニ相願候段、書付差出候事、役儀ニ不似合不埒成致方ニ御座候旨被爲仰聞、不調法之段申譯無御座候、依之地頭方ニ而武左衛門儀押込被仰付奉畏候、以上

小出親負知行所

寛保二壬五月

下野國河内郡大山村

諏訪七左衛門様

御役人家中

大山村去秋取毛之儀ニ付、惣百姓舊冬々御願罷出候付、名主武左衛門へ御尋候儀御座候節、武左衛門病氣罷在候間、私儀名主代罷出御尋之節ニ御答申上候ニ付、武左衛門印形ニ書付差上申候所、此段武左衛門罷出濟口證文ニ印形仕候間、私儀へ今日初而自分印形相用濟口證文差上申候、爲後日仍如件

寛保二年五月

小出頼負知行所

大山村

名主倅 藤 吉

諏訪七左衛門様

御役人家中

以上を以て五ヶ月に亙るこの訴訟事件も終結した。農民が合法的行動に訴えて年貢の軽減を求めたにも拘はらず、結局は和解による解決が行はれ、その解決策も農民側の敗北を意味していた。勿論農民側はこの解決策に満足したとは思はれないが、裁判の遷延による訴訟費用の増大其他の事情により、この解決策に服さざるを得なかつたものと思はれる。合法的行動によつて農民の願が容れられないとすれば、農民の要求を實現する方

法として其後に現はれるものは、百姓一揆であろう。

(註1) 以下紹介する資料の大部分は、名主倅藤吉の筆にならんと思はれる手記による。この手記には、この訴訟事件に關し農民側提出文書の下書が記されて居り、それによつて事件の経過を知ることが出来る。

(註2) 大山村の石盛は次の如くであつた。上田十一、中田九、下田七、下々田三、上畑五・五、中畑四、下々畑一、二、屋敷五・五、林畑二、

これによつて、大山村の生産力の低さが窺はれよう。

(註3) 旗本の財政困窮については、例えば野村兼太郎博士「徳川封建社會の研究」四七項以下参照。

(註4) 野村博士「近世社會經濟史研究——徳川時代——」三二七頁。

(註5) 寛保二年より検見取が實施されたが寶曆四年には再び定免制に復歸している。その間割付によつてみれば、貢租は定免制の時と大差なかつたようで、それに多額の検見入用を負擔せねばならなかつた事を考えれば、農民の負擔は檢見取によつて決して軽減されなかつたと思はれる。

(註6) 農民側は名主父子の處罰を不當として遂に領主へ訴え出るに至つたらしいが、それが如何なる経過を辿り、如何なる結果に終つたか、これらの點については明らかでない。

紹介

ジョン・コートマン

『英連邦の家族的結合』

Coatman, John; The British Family of Nations. London, 1950. pp. 271.

矢内原 勝

第三次世界大戦の脅威に暴されている今日、世界は對立する二大陣營、即ちアメリカ合衆國を首班とする民主主義陣營と、ソヴェト連邦を中心とする共產主義陣營との緊張關係の中に振動しているといつてよからう。そして過去において地球上廣範圍に亙る地域を抑え、七つの海に君臨した英帝國が、移り變る世界情勢の中にあつて尙、第三勢力として米、ソ二國と相並ぶ地位を維持しようと努力している姿も亦我々の注目を惹く。各構成要素に政治的自由を興えて、しかも英帝國全體の統一はいかにして可能であるか。解體しつつある古い植民帝國に代り、新しい事態に適應して生れ出た所謂コモンウェルス方式は、ソ連のサユース方式と共に我々に興味ある問題を提出している。何故ならイギリスもソ連も、内部に發展段階の異なる多數の異民族を含みながら、全體は強大な統一勢力として世界の

ジョン・コートマン『英連邦の家族的結合』

舞臺にその地位を要求しようとしているからである。

本書はブリテイッシュ・コモンウェルスの構造とその構成各國間の連合關係を取扱つたもので、コモンウェルスの團結、統一についての英本國側からの一つの解答である。著者コートマン氏はマンチェスター大學で歴史を、オックスフォード大學で哲學、政治學、經濟學を學んだ人で、現在は聖アンドレ大學の社會科學の Director of Research である。

すべての政治組織は、民族國家、或いは連邦というような組織形態の如何を問わず「ある理念 (ideas)、信仰 (beliefs)、行動原理 (principles of action) に據つている」。(G.I.A) アメリカ合衆國、ソヴェト連邦、そしてブリテイッシュ・コモンウェルス・オブ・ネイションズのような強力な政治組織は理念信仰、原理というような抽象的なものの上に基礎をおいているのであつて、軍事力或いは經濟力、或いは人種的統一にさへもその基礎はない。例えば世界各地から集つてきた人達によつてできたアメリカ合衆國の統一は、この國は世界の中で最も自由な、最も民主主義的な國であり、企業者個人に他の何れの國よりも大きな活動範圍を興えるということを國民に教えた教育制度に負うている。かくしてアメリカ人は彼等自身の民族的統一についての強い感覺と、彼等の民族の運命についての固い信仰に染まつている。同様にソヴェト連邦内部の多種多様な民族、

六五 (四二七)